

令和8年度版 4月

特別警報、各種警報(暴風・大雨・洪水・大雪)等の発表時の登下校について

羽島市立堀津小学校

警報（暴風・大雨・洪水・大雪）等が発表された場合は、児童の登下校について下記にしたがって児童の安全の確保に努めてください。（必ず、よく見える場所に貼っておいてください）

◇ 児童が登校前に特別警報、警報（暴風・大雨・洪水・大雪等）が発表された場合

	区 分	措 置
1	警報が発表されている場合	家庭で待機とします。
2	午前6時05分までに警報が解除された場合	平常どおり集団登校をします。※
3	午前6時05分より午前11時までに警報が解除された場合	解除後2時間を経てから、授業を開始します。 ※
4	午前11時以降に警報が解除された場合	休業とします。
備考 ※	2、3の場合、道路の崩壊、橋の流失、家屋・樹木の倒壊などにより危険のある場合は、登校を見合わせます。自宅付近の状況等で登校を見合わせる場合は、学校へ連絡願います。また、学校は、状況把握及び情報収集を行い、必要に応じて、「すぐー」で対応をお知らせします。	

◇ 児童が登校前に特別警報、警報（暴風・大雨・洪水・大雪等）の発表が予想される場合

対 応	気象状況、交通機関の状況、道路の状況等を判断して、警報発令に先立って、休業や登校を見合わせて自宅待機をする、天候の状況に応じて始業時間を変更するなどの対応をします。いずれの場合も、保護者の皆様へは、「すぐー」等でお知らせします。このことは同一市内であっても地域の状況によって必ずしも一律ではありませんのでご留意ください。また、各ご家庭では、情報の収集と災害時の対応について、具体的に話し合っておいてください。
-----	--

◇ 登校後に特別警報、警報（暴風・大雨・洪水・大雪）が発表された場合

警報が解除されるまで学校待機とし、必要に応じて保護者への引き渡しをする。

【警報が解除された場合】

	区 分	措 置
1	気象状況、交通機関の状況、道路・通学路の状況等を判断して、児童の安全な帰宅が可能であると認めた場合	すみやかに帰宅する。 ・安全に配慮し、教師引率で帰宅させます。 ・状況に応じて、引き渡しを行います。
2	帰宅が困難であると認めた場合	校内の最も安全な場所で待機する。 ・「すぐー」等で状況、引き渡し等について連絡します。
備考	◆ 昨今の雷の多発、突然の天候の変化、局地的な豪雨等が発生しやすい気象状況から、緊急の「学校待機・引き渡し」での対応が多いことが考えられますので、ご理解とご協力をお願いします。	

◇ その他

- ・台風等の接近が予想される場合、あらかじめ給食を取りやめることがあります。その場合「弁当」の準備をお願いすることがありますが、ご承知おきください。
- ・このような緊急時における対応は、状況に応じてその都度見直していきます。改訂の場合や検討していることなど、すみやかに学校通信等でお知らせします。

学校が避難所となる場合について

羽島市教育委員会

1 事前準備

- (1) 管理職は学校における避難所開設マニュアルを整備するとともに、避難所開設に関わる資材の場所や使用方法について確認する。(市の危機管理課との連携を図る)
- (2) 感染症流行時の感染防止対策を踏まえた避難所の開設方法について確認する。その際、市の危機管理課で作成しているガイドライン、マニュアル等を参考にする。

2 避難所が開設される場合（開設が予想される場合）の学校の対応

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報 (市町村対応)	雨の情報 (気象庁)	河川の情報 (国土交通省)	学校の対応
5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 必ず発令される ものではない	大雨 特別警報	氾濫発生 情報	<u>指定緊急避難場所</u> 市の地域派遣職員に 協力し、地域住民の 避難行動に対応す る。 (管理職と応援教職 員が対応)
ここまで避難！					
4	危険な場所から 全員避難	避難指示	土砂災害 警戒情報	氾濫危険 情報	レベル3になりそう な場合、校長は応援 教職員の学校配置を 指示
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	大雨・洪水 警報	氾濫警戒 情報	
2	自らの避難行動 を確認	—	大雨・洪水 注意報	氾濫注意 情報	
1	災害への心構え を高める (情報収集)	—	早期注意 情報	—	

- (1) 警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合
 - ・管理職と応援教職員は、市の地域派遣職員に協力し、地域住民の避難行動に対応する。
- (2) 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が予測される場合
 - ・学校は、事前に応援教職員を学校に配置する。
- (3) 警戒レベル2において、住民の自主的な避難が予想される場合
 - ・地域のコミュニティセンターにおいて、自主避難所が開設される場合がある。その際、必要に応じて、教育委員会（教育政策課）より教職員の学校待機を指示する。
 - ・この段階で避難者が学校へ避難してきた場合には、基本的には自主避難所となっているコミュニティセンターへの避難を案内することとなるが、避難者本人や周囲の状況（危険が迫っている場合等）によっては、この限りではない。
 - ・警戒レベル3へ引き上げる可能性がある場合、教育委員会が危機管理課に状況を問い合わせ、その指示を受けて対応する。